

7月9日 1968

1. 口上書の主旨 日本法律にもとらぬこと
その法律とは放射線障害防止法である。
障
2. 防止法での許容濃度の表現。—— 出口濃度下ら 換算係数がついていて
規制法と同じに扱える。
3. 原子力委員会も原子力も放射線障害防止法の線以上には出られない。
(附録参照) 防止法関連規則
4. 米口海軍との arrangement については担当は外務である。
a) 原子力委員会や 原子力局は担当ではなくて批判し check する立場
b) " " は米口海軍との協力方式を具休弄として
取極める担当ではなく それで充分なエフェクトする立場
5. モーターのやり方については
a) マニュアルを設定し 公開公表し 各層に充分理解承取されること
b) その目的を明確に確定すること
c) その目的に合致するモーター製造を専門家に recommend
させること
d) 費率値の取扱や 発表方式も 事前に公開されること
6. モーターの Witness 的実務は 附近住民乃至は漁民の利益代表的立場
の団体にやらせる方がよい マニュアルや指導は 原子力局
7. 原子力局の原案は数年以前に一回用いただけの放射能専門部会を
考っている
(註 此中には 松山や 三宅が加っている)
8. 原子力関係で各省が調ひ困難下ら、調ひ権限は無い
但し原子力委員会は勧告をすることが出来る。